

商店街向け・事業者向け



令和6年度
新潟市商店街活性化
支援制度のご案内

令和6年4月 新潟市経済部商業振興課

目次

どんな補助金が使えるのか確認したい

- 1 対象補助金チェックフロー 1ページ

商店街を活性化したい

- 2 つながる商店街支援事業 2ページ

商店街の施設整備や管理の支援を受けたい

- 3 商店街環境整備事業 4ページ
4 商店街LED灯街路灯等維持管理事業 6ページ

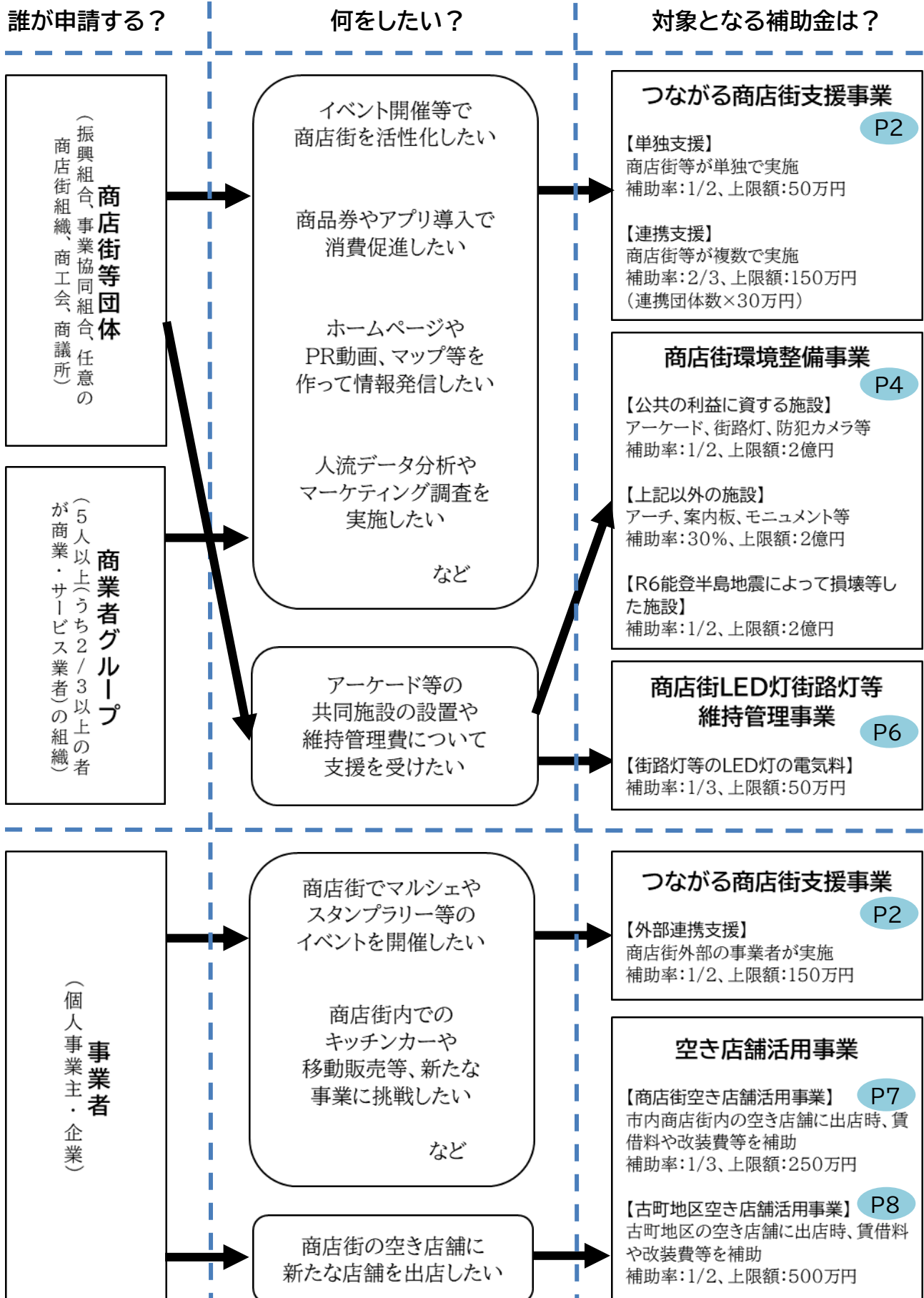
商店街等に新規出店したい

- 5 商店街空き店舗活用事業 7ページ
6 古町地区空き店舗活用事業 8ページ
7 チャレンジショップ事業 9ページ

補助金の活用事例や県の補助金についても知りたい

- 8 補助金活用事例集 10ページ
9 県補助金制度について 12ページ

1 対象補助金チェックフロー



※上記の他、創業等の支援として、低廉な家賃設定の店舗を提供するチャレンジショップ事業 (P9) あり

2 つながる商店街支援事業

商店街が多様化する消費者ニーズに応え、商店街エリアの集客や消費促進、賑わい創出を図るための取組みを支援するとともに、複数の商店街等による連携を推進します。

1. 補助対象者

単独支援 … 単独で実施する事業への補助

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会議所、商工会
- (4) 商業者グループ
(5人以上の者で構成する公益性及び一体性のある組織で、構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

連携支援 … 連携して実施する事業への補助

- (1)～(3)を1つ以上含む複数の(1)～(4)で構成する公益性及び一体性のある組織

例) 商店街団体の連合組織、商店街団体と商業者グループで構成する実行委員会

外部連携支援 … 商店街の外部の事業者が商店街と連携して実施する事業への補助
連携する(1)～(3)に属さない事業者であり、設立後1年以上が経過し運営に継続性がある者

2. 補助対象事業

区分	事業内容	例
(1) 新規需要の創出 新たな消費者ニーズに 応えるために行う事業	高齢者支援	商品の宅配・移動販売、商店街への送迎、買い物時の荷物預かり、空き店舗等での地域食堂
	子育て支援	買い物時の子ども預かり、子どものお店体験、空き店舗等での子ども食堂
	環境配慮	エコポイント、一店一エコ活動、マイバック・マイボトル運動、店内でのクール・ウォームシェア
	デジタル化対応	キャッシュレス導入、地域電子通貨の導入、EC参入、事業のデジタル化・オンライン化、
	インバウンド等広域対応	ガイドブック等多言語化、体験型ツアーの実施

区分	事業内容	例
(2) 集客・消費促進 市内外からの集客及び消費促進を図る事業	集客・消費促進	商品券発行、クーポン発行、抽選会、共同セールまつり、マルシェ、まちバル、まち歩き、スタンプラリー、朝市、夜市
	情報発信	ガイドブック、マップ、ホームページ、PR動画、まちゼミ
(3) 調査・分析 効果的な集客や消費促進の方法を調査、分析する事業	消費者・来街者等に対するアンケート調査・聞き取り調査、消費動向調査、マーケティング調査、AIを活用した人流データ分析	

3. 補助対象・対象外経費

・補助対象経費

補助対象事業の遂行に直接関係する以下経費（消費税及び地方消費税を除く）。

謝金、賃金、旅費、消耗品費、燃料費・水道光熱費、食糧費、印刷製本費、通信費、保険料、使用料・賃借料、委託料、改装費・改造費、備品購入費

・補助対象外経費

補助対象者の管理運営に係る経常経費や人件費、個人個店の資産形成に係る経費、会議等の食糧費、酒類等遊興費、販売目的の物品等の購入費又はその原材料費、他用途に転用可能な汎用的財産の取得費 等

4. 補助率・限度額

補助区分	補助率	補助限度額
単独支援	1 / 2 以内	50万円
連携支援	2 / 3 以内	連携する商店街等団体・商業者グループの数 [※] × 30万円（上限150万円） ※上記の数に加算できるのは、 ・同一の商店街等団体は年度内3回まで。 ・同一の商業者グループは年度内1回まで。
外部連携支援	1 / 2 以内	150万円

注：同一の補助対象者の申請は、年度内1回限りとなります。

5. 申請方法

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

- ※ 予算上限に達した場合、上記期間中でも申請受付を終了します。
- ※ 外部連携支援は、公募により事業者の応募を受け付け、選定委員会の審査により選定します。選定の結果、採択された場合に申請することができます。

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書
- ⑤ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- ⑥ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
- ⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(3) 申請書類提出先（17ページ参照）

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課

外部連携支援の場合、連携する商店街等団体の所在がある区役所産業振興担当課

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に本市ホームページに掲載又は（3）の提出先等で配布予定の申請要項を必ずご確認ください。

3 商店街環境整備事業

消費者の利便性、快適性、安全性の向上や商店街の振興及び美化を図るため、アーケード等の共同施設の設置、改修、撤去を行う取組みを支援します。

1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 共同施設の設置及び管理のために設置された団体
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

2. 補助対象事業等

商店街の共同施設の新設、改修、撤去を行う事業

区分	対象の共同施設	補助率	補助限度額
公共の利益に資する施設	アーケード、街路灯、防犯カメラ、ベンチ	1 / 2 以内	2 億円以内
上記以外の施設	アーチ、商店街等案内板、カラー舗装、シンボル、モニュメント	30% 以内	

区分	対象の共同施設	補助率	補助限度額
令和6年能登半島地震によって損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になった施設		1 / 2 以内	2 億円以内

- ・ 全面改修する場合は、施設の竣工日から10年を経過していること。
 - ・ 一部改修する場合は、施設の竣工日から5年を経過していること。
 - ・ 撤去する場合は、施設の竣工日から耐用年数を経過していること。
- ※ 安全上の理由などがある場合はこの限りではありません。

3. 補助対象・対象外経費

- ・ 補助対象経費
補助対象事業の遂行に直接関係する以下経費（消費税及び地方消費税を除く）。
工事請負費、設備費、備品購入費、委託費、調査費
- ・ 補助対象外経費
土地を購入、造成、賃借する経費、
各種許認可等の申請に要する経費

4. 申請方法

(1) 申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

※ 原則、前年度に各商店街団体に送付した「来年度事業調査票」に回答のあった事業で、各区役所産業振興担当課から予算の通知があったもののみ申請することができます。

※ 予算上限に達した場合、上記期間中でも申請受付を終了します。

(2) 申請書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業（工事）計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 見積書（2者以上）
- ⑤ 付近見取図、平面図、立面図、現状の写真
- ⑥ 土地の所有又は利用に関する権限を証する書類
- ⑦ 建築確認が必要な場合はその通知書の写し
- ⑧ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
- ⑨ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
- ⑩ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(3) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（17ページ参照）

- ※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。
- ※ 申請前に必ずご相談ください。

4 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

商店街の活性化及びまちなかの安心・安全の向上を図るため、商店街の街路灯等（街路灯及びアーケード照明）のうちLED灯の電気料を支援します。

1. 補助対象者

- (1) 商店街振興組合、事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織
(構成員の2分の1以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会
- (4) 街路灯等の設置及び管理のために設置された団体
(構成員の3分の2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)

2. 補助対象経費等

補助対象者が所有する街路灯等のうち、電力会社との契約名義が補助対象者であるLED灯の4月から翌年3月の1年間に生じる電気料（消費税及び地方消費税を除く）。

- ・補助率：3分の1以内
- ・補助限度額：50万円

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

3. 申請方法

- (1) 申請書類
 - ① 補助金交付申請書
 - ② LED灯の電気料が把握できる書類
 - ③ 契約名義人が確認できる書類
 - ④ 申請団体の定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿
 - ⑤ 納税証明書（市制度用） ※市税の課税団体の場合
 - ⑥ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

- (2) 申請書類提出先

補助対象者の所在がある区役所産業振興担当課（17ページ参照）

※ 補助金の交付が決定される前に、事業に着手しないでください。

※ 申請前に必ずご相談ください。

5 商店街空き店舗活用事業

市内商店街の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

1. 補助対象者

以下事項に該当する者及び店舗

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者等
 - ・ 中小企業基本法第2条第1項に規定する者
 - ・ 商店街振興組合、事業協同組合、商店街を形成する任意の商店街組織等
 - ・ 特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人等
- (2) 市内の商店街の空き店舗に事業の継続性のある新たな店舗を出店する者
- (3) 開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者
- (4) 出店先商店街との関わりに意欲があり、賑わいや集客の向上に寄与する者
- (5) 市内からの移転ではない店舗

※ この他条件あり

2. 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費等	通常：1／3以内	150万円
賃借料	UIJターン者・事業承継者の場合： 1／2以内	100万円 (賃貸借契約日から1年間)

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

3. 申請方法等

- ・ 事業者を募集し、選定の結果採択された場合に申請することができます。
 - ・ 募集期間 1次募集 令和6年4月30日（火）まで
 - ※ 1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります
 - ・ 応募にあたっては、出店先の商店街から出店に関する賛同を得る必要があります。
 - ・ 補助金の交付が決定される前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事等を行わないでください。
- ※ 募集の詳細は本市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

6 古町地区空き店舗活用事業

古町地区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援します。

1. 補助対象者

以下事項に該当する者及び店舗

- (1) 古町地区の空き店舗に事業の継続性のある新たな店舗を出店する者
- (2) 開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者
- (3) 古町地区商店街又はまちづくり会社との関わりに意欲があり、賑わいや集客の向上に寄与する者
- (4) 市内からの移転ではない店舗

※ この他条件あり

2. 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助限度額
改装費等	1 / 2 以内	400万円
賃借料		100万円 (賃貸借契約日から1年間)

※ 消費税及び地方消費税を除く

※ 予算の範囲内で補助金額を決定し交付します。

3. 申請方法等

- ・事業者を募集し、選定の結果採択された場合に申請することができます。
- ・募集期間 1次募集 令和6年4月30日(火)まで
※1次募集の採択結果により、2次募集を行う場合があります
- ・応募にあたっては、出店先の商店街又はまちづくり会社から出店に関する賛同を得る必要があります。
- ・補助金の交付が決定される前に、賃貸借契約の締結、備品売買契約の締結、店舗改装工事等を行わないでください。

※ 募集の詳細は本市ホームページ掲載の募集要項をご確認ください。

7 チャレンジショップ事業

官民で構成するチャレンジショップ運営委員会が、創業希望者や新規事業を展開する事業者等の、将来の独立開業や本格的な店舗展開を支援するために、低廉な家賃設定の店舗を提供します。

1. 対象者

以下事項のいずれかに該当する者

- (1) 創業希望者
- (2) 新規事業を展開する者
- (3) 古町で店舗展開を予定する者

2. 募集概要

業 種 : 物販・サービス業

所 在 地 : 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1 西堀ローサ内

区 画 数 : 10区画(1.8坪~)

家 賃 : 1坪あたり月5,000円

別途、共益費1,000円/月、光熱水費

出店期間 : 1か月から最長令和7年3月末まで

3. 応募方法等

- ・新潟市チャレンジショップ運営委員会に応募申請書を提出
- ・新潟市チャレンジショップ運営委員会が提出のあった書類と個別面接により出店者を決定(1~3か月の短期間の出店の場合は、面接は不要)

※ 募集の詳細は本市ホームページをご確認ください。

4. 問い合わせ先

新潟市チャレンジショップ運営委員会

相談事務担当 新潟市経済部商業振興課

電話025-226-1633

8 補助金活用事例集

本市の補助金を活用して、効果的に商店街の集客・消費促進、賑わい創出に取り組んでいただけるよう、過去に実施した事業について、具体的な内容や効果をご紹介します。

1. カミフル門前市－上古町商店街振興組合

(R5 地域を支える商店街支援事業)

事業概要

「上古町を普段ご利用いただいているお客様へ日頃の感謝を伝え、訪れる方もお店の方も楽しめるように」との思いで開催されたイベントです。

見どころ

ひとつの事業で数多くの幅広い取組みを実施 → 効果も様々で好結果が期待

- 組合飲食店の食事やお菓子・ドリンクがもらえるお得なチケットを福袋形式で販売。
- 一定額以上の買い物で、組合店舗で使えるクーポンをプレゼント。
- 商店街内でクイズラリーを実施。正答率によって、商店街で使用できる商品券をプレゼント。

☞ 商店街内の回遊効果

☞ 再来街につなげる効果

- お店の技を体験できるワークショップを実施。
- 商店街のお店をめぐり、お店の人の話を聞く街歩きツアーを開催。

☞ 新規顧客獲得効果

- 小学生や一般の方の絵・写真を商店街内に掲示。
- 商店街内のストリートピアノを会場にした音楽祭の開催。
- 外部団体による、近隣の子どもたちがお店づくりに挑戦できる取組み。

☞ 外部や地域との連携・交流



カミフル門前市2023
11/5 (SUN) 11:00-16:00
上古町商店街周辺で暮らす人、普段からお越しのお客様を中心に日頃の感謝を伝え、訪れる方も、お店の人も楽しめるようなカミフル門前市を開催します。上古町商店街やお店を知ってもらう機会になればと思います。一緒に門前市をつくってくださる方(事前準備、当日運営)も募集します。

- その1.復活！カミフル食の福袋 200名！
飲食店で使える食券(1500円以上！)が入った福袋を1000円で販売します。食事やスイーツ、お茶など何が出るのか、お楽しみ下さい。
- その2.お得なお買い物DAY 100名！
1回5000円以上のお買い物で次回使える2000円分の割引券プレゼント
- その3.カミフルウルトラクイズ 200名！
5割以上正解すると500円分の割引券プレゼント
上古町商店街にまつわる疑問に答えよう(大人用・子供用あり)
- その4.上古町の話を知ろう 案内人と商店街をめぐる！
- その5.上古町音楽祭 カミフルピアノのそばでアットホームな音楽祭
- その6.カミフル職人の技体験 申し込みはこちら▶▶▶
和菓子づくり体験、着付け、古美術鑑定、フラワーアレンジメント、プリント体験など
- その7.オレンジリボン活動 同僚こども、福祉カレッジの学生のみなさんによる活動
- その8.青空展覧会 白山小の子供たちや一般の方の絵や写真の掲示をします
- その9.子供店長チャリティショッププロジェクト by Loiduts
近隣の子どもたちが自分たちでお店づくりに挑戦！
関連企画:ジョギングシューズをタンザニアの路上選手へ送ろう！(回収BOX設置中・Dr.可児)

お問い合わせ 上古町商店街組合事務所 025-225-0354 kamifurumachi@gmail.com
この取り組みは新渡戸の地域を支える自治体共創事業に活用しています。



2. ぷらっと本町 de おいしい Niigata 満喫タイム－株式会社ニール

(R5 つながる商店街支援事業 外部連携支援)

事業概要

本町6商店街振興組合内において、外部の事業者である株式会社ニール（新潟市西区）が実施した事業で、「日ごろ本町市場に足を運ばない方々に、イベントをきっかけに商店街の魅力に触れ、イベント後も訪れてもらおう」という取り組みです。

見どころ

新潟の食と酒の魅力発信をテーマに「新潟発R」や「cushu手帖」を発行している出版社 株式会社ニールが実施

→ 企画力や発信力を活かしたイベントで商店街への好影響



11.18 ⊕ 酒とご馳走「松乃井」(松乃井酒造場) 終了
12.10 ⊕ 中島有香さんと「お菓子で日本酒」 終了
1.27 ⊕ 酒とご馳走「雪中梅」(丸山酒造場) 終了
2.23 ⊕ 阿部マサ子さんと味噌作り 終了
3.16 ⊕ 酒とご馳走 終了

ぷらっと本町 de おいしい Niigata 満喫タイム

○商店街内の交流スペースで、様々なゲストを招いて食と酒を味わいながら、その背景にあるストーリーを体感してもらうイベントを開催。



商店街のメリット

- ・商店街の個店が持つ特長を活かした加工品や料理をイベントで提供することで、商店街の魅力を感じてもらえる。
- ・商店街が作成した商店街紹介パンフレットの配布や、商店街を紹介する動画の放映で、より具体的に商店街の魅力を発信、関心を持ってもらえる。

事業者のメリット

- ・商店街の新たな魅力に触れるとともに、商店街の成り立ちを知ることで、今後、より実情に即した、ともにメリットとなる関わり方を検討するきっかけとなった。



9 県補助金制度について

新潟県が実施する主な支援制度を紹介します。（全ての事業を掲載しているわけではありませんのでご注意ください。）

各事業の申請書提出先・問い合わせ先は17ページをご覧ください。

A 被災商店街再建支援補助金（にぎわい創出等事業）

令和6年能登半島地震により影響を受けた地域の商店街等における、にぎわい創出のためのイベント等の事業を支援します。

1. 補助対象者

県内の商店街等組織、商店街等組織と民間事業者との連携体

2. 補助要件

令和6年能登半島地震の影響により、「歩行者通行量」及び「売上」がともに災害前に比べて減少していること 等

3. 補助対象経費

謝金、旅費、会議費、店舗等賃借料、設営費、運搬費、備品費、消耗品費、印刷製本費、広報費 など

4. 補助率・限度額

補助率：直接的な被害を受けた商店街等の場合 10/10（定額）

間接的な被害を受けた商店街等の場合 2/3以内

補助金額上限：1,000千円

補助金額下限：300千円

5. 募集受付期間

【第2回募集】

令和6年4月19日（金）まで

※ 令和6年6月1日から令和7年3月19日までの間に実施する事業が対象

B 被災商店街再建支援補助金（商業基盤施設整備事業）

令和6年能登半島地震で被災した商店街等の早期復旧を図るため、震災により被害を受けた商店街施設等の復旧整備を支援します。

1. 補助対象者

令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた県内の商店街等組織

2. 補助対象経費

アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費、商店街への来街を妨害するような障害物の除去費

3. 補助率・限度額

補助率：1／2以内
補助金額上限、下限なし

4. 募集受付期間

- 1次締切：令和6年4月8日（月）
（令和6年4月26日（金）までに交付決定）
- 2次締切：令和6年5月10日（金）
（令和6年5月31日（金）までに交付決定）

※ 1次締切までに提出されたものから審査・交付決定を行います。

C 「消費喚起・需要拡大プロジェクト」応援事業（第5弾）

物価高騰等の影響により、依然として一部では厳しい状況にある県内経済の回復を図るため、県内の事業者等で構成する団体による消費喚起や需要拡大に資する取組みを支援します。

1. 補助対象者

県内の事業者等で構成する団体

※事業協同組合、商工団体、商店街振興組合、社団法人・財団法人のほか、協議会、実行委員会等の任意団体を含む

※単独事業者での申請は対象外

2. 補助対象経費

事業の実施に必要な経費

（謝金、賃金、旅費、使用料及び賃借料、設営費、販売プロモーション費、通信販売費、需用費、委託費、その他必要と認める経費）

3. 補助率・限度額

補助率：1／2

補助金額上限：1,500 千円

4. 募集受付期間

令和6年4月19日（金）

※申請書の提出先は最寄りの商工会・商工会議所です。

D つながる商店街人材育成事業

意欲ある商業者グループと商店街外部のプレイヤーとの連携による商店街活性化の取組を促進するとともに、地域商業の将来を担う若手経営者やリーダー等を育成することを目的とした業務を委託します。

1. 募集する企画提案の内容

商店街と商店街外部のプレイヤーとが連携して行う、地域課題の解決に向けた取組みを通じて、商店街の活性化を図る取組み。

2. 業務を受託できる者

以下のメンバーを含む、3名以上のグループ

- ・ 商店街団体に加盟する中小商業者
- ・ 商店街外部のプレイヤー

3. 委託費

400 千円

4. 対象となる経費の例

謝金、旅費、調査費、雑費、再委託費 など

5. 募集時期

令和6年6月頃を予定

E 商店街外部連携コーディネート事業

商店街と商店街外部のプレイヤー（NPO、社会福祉法人、学生、事業者等）との連携による商店街の活性化に取り組む商店街団体等に専門家を派遣し取組みを支援します。

1. 対象者

商業者グループ※、商店街振興組合、商店街の活性化等を目的に設立された事業協同組合、まちづくり会社、商工会議所、商工会、市町村、その他県が認める団体。

※ 3名以上の中小商業者から構成されるグループで、原則として、グループ参加者全員が商店街で営業しているもの。

2. 実施の流れ

実施計画書を県に提出し、ヒアリングにより、実施計画が適当と認められる場合には、予算の範囲内で事業実施を決定し、専門家を派遣。

3. 経費の負担

(1) 専門家派遣に関する経費の負担

派遣する専門家の謝金と旅費は県が負担。

ただし、本事業の申込状況によっては、専門家謝金が高額なケースについて、実施主体に一部自己負担を求める場合あり。

(2) その他

会場借上料、資料代、看板等消耗品費、お茶代などの必要経費は実施主体が負担。

4. 募集時期

令和6年6月頃を予定

問い合わせ先

経済部 商業振興課	〒951-8554 新潟市中央区古町通7-1010 古町ルフル5階 電話：025-226-1633（直通）
北区 産業振興課 商工観光グループ	〒950-3323 新潟市北区東栄町1-1-14 電話：025-387-1356（直通）
東区 地域課 産業文化振興室	〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1 電話：025-250-2170（直通）
中央区 地域課 産業文化振興室	〒951-8553 新潟市中央区西堀通6-866 NEXT21 5階 電話：025-223-7054（直通）
江南区 産業振興課 商工観光・文化 スポーツグループ	〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5 電話：025-382-4809（直通）
秋葉区 産業振興課 商工観光係	〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009 電話：0250-25-5689（直通）
南区 産業振興課 商工観光推進室	〒950-1292 新潟市南区白根1235 電話：025-372-6507（直通）
西区 農政商工課 食と産業振興室	〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41 電話：025-264-7630（直通）
西蒲区 産業観光課 観光交流・商工室	〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1 電話：0256-72-8454（直通）

※「8 県補助金制度について」に関するもの

新潟県産業労働部 地域産業振興課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話：025-280-5235（直通） メール： ngt050100@pref.niigata.lg.jp
---------------------	---